

経営安定関連保証(セーフティネット保証)

1 保証対象者

取引先の大型倒産や災害その他突発的事由、また不況業種等の理由により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の住所を管轄する市町長の下記認定を受けた方。
★中小企業信用保険法第2条第5項(以下「経営安定関連」という)1号から8号のいずれかの認定(セーフティネット保証に係る認定書が必要)

2 資格要件

次のいずれかに該当することについて本店(個人の場合は主たる事業所)の所在地を管轄する市町長の認定を受けた方

- 1号:連鎖倒産防止
民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること、又は大型倒産事業者との取引規模が20%以上であること
- 2号:取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
事業活動の制限を行っている事業者と直接又は間接的に取引を行っており、又は指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、売上高が減少していること
- 3号:突発的災害(事故等)
指定地域内において指定業種に属する事業を1年以上継続して行っており、災害その他の突発的に生じた事由の発生に起因して、売上高等が減少していること
- 4号:突発的災害(自然災害等)
指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、災害その他の突発的に生じた事由の発生に起因して、売上高等が減少していること
- 5号:業況の悪化している業種(全国)
指定不況業種に属する事業を行っており、売上高等が減少していること
※1 指定業種については、業況の悪化している業種として、四半期毎に中小企業庁より指定されます。
※2 基準(以下イ)、ロ)、ハ)のいずれかを満たす方
イ)売上高等につき最近3か月の前年同期比が5%以上減少
ロ)原価の20%占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているが製品等価格に転嫁不可
ハ)最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少
- 6号:取引金融機関の破綻
破綻金融機関等と金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等から借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること
- 7号:金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
指定金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少していること
- 8号:金融機関の(株)整理回収機構等に対する貸付債権の譲渡
(株)整理回収機構又は(株)産業再生機構に貸付債権が譲渡されているもので、再生の可能性があると認められるもの

ココをチェック!!
一般の保証枠(個人・法人2億8,000万円、組合4億8,000万円)とは別枠でご利用できます

3 保証限度額

個人・会社	2億8,000万円	(6号認定者の場合)	個人・会社	3億8,000万円
組合	4億8,000万円		組合	4億8,000万円

4 資金使途

運転資金・設備資金

5 保証期間

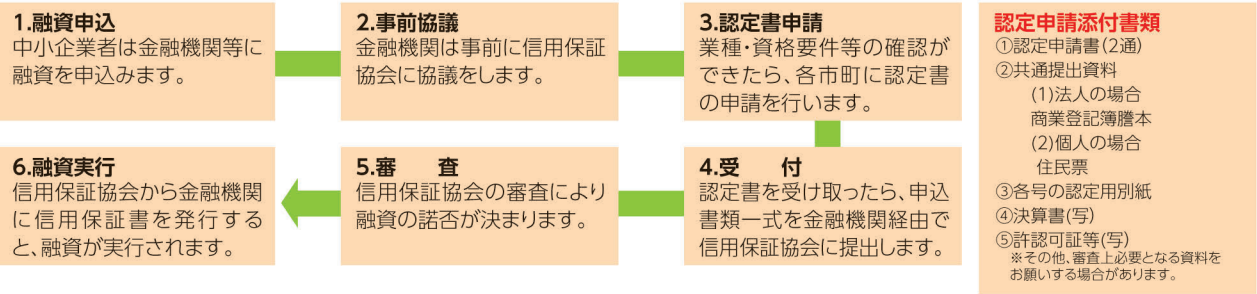
運転資金:10年以内
設備資金:15年以内(特別20年以内)

6 その他

※経営安定関連1号～8号の認定を受けた中小企業者は、割安な保証料率(1～4号、6号:年0.80%、5号、7～8号:年0.70%)が適用されます。
※経営安定関連1～4号、6号認定での保証申込は、責任共有制度の対象外(100%保証)となります。なお、経営安定関連5号、7～8号認定での保証申込は責任共有制度の対象となりますのでご注意ください。

申込から融資実行までの流れ

対象となる中小企業の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実態のある事業所の所在地の市町の商工担当課等の窓口にて認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関又は信用保証協会に保証を申し込んでください。



セーフティネット保証(5号)の指定業種の検索手順について

- ※指定業種は中小企業庁のホームページに掲載されています。
 - ①まず、日本標準産業分類(注)において、該当する業種を調べます。業種は4桁の業種番号(以下、細分類番号)とあわせて表示されます。(注)中小企業庁のHP(<https://www.chusho.meti.go.jp/>)に日本標準産業分類とセーフティネット保証の指定業種は掲載されています。
 - ▶日本標準産業分類[P D F](参照:総務省統計局)
 - ▶セーフティネット保証の指定業種[P D F]※Acrobat PDFは、ファイル内を検索する機能が付いていますので、業種名、業種に関するキーワード等を検索し、業種を特定してください。
 - ②該当業種が属する細分類番号(4桁)を特定します。
 - ③次に、指定業種リスト「セーフティネット保証5号の指定業種」に細分類番号があるか確認します。リスト上に記載があるものが、セーフティネット保証5号の指定業種です。
 - ※指定業種リストの「指定業種」欄に「～に限る。」や「～を除く。」等記載されているものは、指定業種ではないので、ご注意ください。

【兼業者にかかる企業認定基準】
主たる事業が指定業種であるかを問わず、指定業種に属する事業を行っていれば認定の対象となります。(従たる事業が指定業種であっても認定の対象となります。)兼業者にかかる売上高等減少等の要件については認定窓口または協会窓口へお問い合わせください。

県制度や市制度の併用(経営安定関連特例保険の利用)が可能です。

■県制度や市制度を併用すると、割安な保証料と固定の低金利が適用されます。

併用できる地公体制度			信用保証料率	金 利	併用できる地公体制度			信用保証料率	金 利
県制度	経営安定資金 (建設産業短期資金)	1～4号、6号	年0.8%	年2.10%	市制度	中小企業 経営安定化資金	松山市 1～4、6号	0.8%	1.69%(注2)
		5号	年0.7%	年2.10%			5、7～8号	0.7%	1.74%(注2)
		7～8号	年0.7%	年2.25%			今治市 1～4、6号	0.8%	2.10%
	緊急経済対策 特別支援資金	1～4号、6号	年0.8%	年1.90%			5、7～8号	0.7%	
		5号	年0.7%	年1.90%			西条市 1～4、6号	0.8%	1.75%
		7～8号	年0.7%	年2.05%			5、7～8号	0.7%	(注3)

(注1)金利は、令和8年4月現在のものです。(注2)日本政策金融公庫の中小企業金利より0.66%減じた利率(下限0.65%)(注3)日本政策金融公庫の中小企業金利より0.65%減じた利率(下限0.65%)(注4)日本政策金融公庫の普通貸付利率から0.40%を減じた利率(注5)その他の融資条件は、県・市の制度要綱をご参照ください。

既存の保証付融資の借換えや一本化も可能ですので、毎月の返済額の軽減も図れます。

※借換保証の詳細(借換えのイメージ)は、次頁をご参照ください。

- ①信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関の旧債務を返済すること(旧債振替)は、原則禁止です。
- ②セーフティネット保証による借換えの場合は、「事業計画書」の作成等が必要です。
- ③責任共有対象保証(部分保証)を責任共有対象外保証(100%保証)で借換えすることは原則行わないものとします。